

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、令和2年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
荻野正己後援会	田中 実	荻野 正己	鳥取県鳥取市河原町曳田 1081
栗垣幹後援会	栗垣 直子	栗垣 緑	鳥取県米子市法勝寺町 12-2
野口昌作後援会	野口 昌作	野口 昌作	鳥取県西伯郡大山町八重 156